

議案第44号

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正について

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年9月4日 提出

京田辺市長 上村 崇

(提案理由)

本件は、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用して拡張整備を進めている田辺公園における有料公園施設の使用料等に係る規定の施行期日について、供用開始日を変更することから、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第　　号

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（令和6年京田辺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和6年10月1日」を「令和7年1月1日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

## 京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和7年1月1日</u>から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>令和6年10月1日</u>から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 (略)</p>	施行期日の変更